15

製造物責任(PL)法

「瓶の口から液だれしたハーブオイルによってプラスチック製のキャビネットが溶けた。製品にはそれに関する注意表示はなかった」、また、「9ヵ月くらい前におしりふき用ウェットティッシュを使用して孫のおしりがただれた。嫁はウェットティッシュのメーカーから『責任を取るので商品を送ってほしい』というようなことを言われたらしく、商品を郵送したようだが、その後病気で亡くなってしまった。先日、自分が代わりに孫の治療費等を請求するためメーカーに連絡したところ、『申し出を受けた記録もなく、事故品も届いていない』と言われた」という相談が当センターに寄せられました。

このように、製品によって生命、身体または財産に被害を受けた場合、それが製品の欠陥によるものであったことが認められれば、製造業者等に対して製造物責任(PL)法に基づく損害賠償を求めることができます。ここでいう「欠陥」とは「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を指し、設計上の欠陥(安全性に配慮して設計されていなかった等)、製造上の欠陥(製造工程に誤りがあった等)のほか、指示・警告上の欠陥(有用性や効用との関係で除去できないような危険について、それによる事故を防ぐための指示・警告が適切でなかった等)もこれにあたります。

一方、製品表示や取扱説明書に従わずに誤った使い方をしたり、本来の用途とは異なる目的に使ったりしたために事故に至った場合は、使用者の責任とみなされます。また皮膚トラブルのように個人の体質に左右されるような場合は、被害発生の可能性とその程度も考慮した上で判断されることになります。

さて、PL 法に基づく損害賠償を請求するには、①損害の発生、②欠陥の存在、③損害と欠陥の因果関係を立証しなければなりません。もしも事故が起きてしまったら、事故現場の状況を写真やビデオ、メモなどに記録し、事故の原因となった製品、また被害が及んだ家財等は大切に保管しておきましょう。原因究

明等のために、警察署や消防署、または製造業者等に 事故品を預ける必要があるときには預り証等の交付を 受け、郵送等する場合は郵便局や運送会社の控えを保 管しておきましょう。

またケガや病気の場合には、医師の診断書、諸経費の領収証等を保管しておきましょう。そして、事故が発生した日時・場所、その時の使用状況、被害の内容等を整理した上で、製造業者等に申し出ましょう。その際、先方の担当者名や、対応の内容等について、メモや録音テープなどに記録しておくとよいでしょう。

PL 法の目的は「……(略)……被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与すること」(第1条)です。つまり、事故が起きてしまった場合の被害を救済するだけではなく、事故の未然防止・再発防止に向けて活かしていくことが求められていると言えるでしょう。そのためには、製造業者はより安全な製品設計を心がけ、必要な情報が正確に伝わるような表示の工夫に努めてほしいものです。

また消費者も、誤った使い方による事故を防ぐために、購入・使用にあたっては必ず表示を確認するとともに、事故に限らず製品に不満や不安を感じたときには積極的に意見を表明していけば、結果として安全・安心に暮らせる社会の実現につながっていくのではないでしょうか。 (平成15年5月)